

組織セル標記組合ニマリテハ不況ニ基テ收入減緩和
ノ為メ懐疑ノ結果

一 社費一月四十円ニ引下シテ

ニ自動車保険料会社負担ノ件

三 堂業宣傳費会社負担ノ件

四 退職手当ハ社費ノ五分ヲ年功加算支給ノ件

五 叔清補助金ハ会費ト同額補助スルコト

等ノ五項目ヲ会社ニ嘆願スルコトニテリ 二月十一日

隅野会長、財越副会長等ハ会社ヲ訪問種々交渉セル

ハ会社ニ於テハ社費七十円ヲ五十円ニ引下ケルコト

、レ他ノ条項ハ考慮ノ上特權ヲ見テ善処スヘキ旨回

答セリ

ニ組合側ニマリテハ其後嘆願条項ノ貫徹ニ付キ引續キ

執拗ニ交渉セルカニ更ニ隅野会長以下四名ハ三月二日

年前十時本社ニ新倉課長ヲ訪問折衝ノ結果左記条件

ニ依リ妥協成リ解決セリ

解決条項

一 社費一ヶ月七十円ヲ四十円ニ引下ケラシタシ

回答 社費五十円トシ完納者ニ対シ奨励金トシテ

金三円ヲ支給ス

ニ保険料金会社負担ノコト

回答 社費完納者ニ対シ一ヶ月二月ヲ積立テ五十円

以上ヲ要スル事故ノ補助金トスルコト 但

シ六月後残金アル時ハ会ニ補助シ残額ハ事